

船舶インシデント調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月26日 12時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市松山港北方沖 松山港高浜5号防波堤灯台から真方位011° 3.9海里付近 （概位 北緯33° 57.5′ 東経132° 43.3′）
インシデントの概要	貨物船第三十八住若丸 ^{すみわか} は、北東進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年10月5日主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十八住若丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	135134、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、六級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、約10ノットの対地速力で北東進中、主機潤滑油圧力の低下警報が鳴った。</p> <p>本船は、主機を停止した後、主機の潤滑油こし器の掃除等が行われ、航行を再開したものの、主機潤滑油圧力の低下警報が再び鳴ったので、機関長が機関室に向かい点検を行ったところ、主機1番シリンダの安全弁からの白煙を認めて主機を停止し、航行不能となった。</p> <p>本船は、来援した引船にえい航され、広島県大崎上島町木江港^{おおさかみきのえ}に入港した。</p> <p>本船は、造船所で修理が行われた結果、焼損による割損が主機の1番シリンダのピストン及びシリンダライナに認められた。</p> <p>本船は、平成29年7月に中古船として購入されたものであり、主機の整備点検の記録が残されておらず、また、潤滑油の使用時間も不明であった。</p> <p>本船は、中古船として購入された際、主機等の整備が行われなかった。</p>
分析	本船は、主機への潤滑油供給量が不足したことから、1番シリンダのピストン及びシリンダライナが冷却を阻害されて焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>主機は、主機の潤滑油こし器が目詰まりしたことから、1番シリンダのピストン及びシリンダライナが冷却を阻害されて焼損した可能性があると考えられるが、本船が本インシデントの約2か月前に中古船として購入され、整備状況、潤滑油の使用時間等が不明であり、潤滑油こし器が目詰まりした状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、主機への潤滑油供給量が不足したため、1番シリンダのピストン及びシリンダライナが冷却を阻害されて焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本船は、本インシデント後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の運転時間及び整備内容を記録すること。 ・ 主機潤滑油こし器の掃除を行うとともに同油を定期的に交換すること。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古船購入時には、主機等の整備を行うことが望ましい。